

兵庫県公報

平成20年9月1日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

病院局管理規程 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	ページ 1
--	----------

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年9月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第8号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第32条の2に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、在勤する県立病院において他の県立病院の患者の検体に係る病理診断（細胞診を除く。）に従事したときの診療応援手当の額は、業務に従事した日（検体を受け取った日をいう。）1日につき、1,000円に患者数を乗じて得た額（その額が15,000円を超える場合は、15,000円）とする。

附 則

この管理規程は、平成20年9月1日から施行する。